



電子計算機の処理	■無 □有（個別システム名： _____）		
目的外利用	目的外利用課名	個人情報ファイル簿の名称(番号)	
	根拠	□旧条例第9条第2項第 号 □番号法に基づく利用	
記録情報の経常的提供先	■ 有⇒	提供先	国（総務省及び経済産業省）
		個人情報の内容	記録項目の通り
	□ 無	提供の方法	■オンライン結合 ■その他の方法（調査票等の提出）
		根拠	■旧条例第9条第2項第1号 □番号法に基づく利用
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18-10		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等			
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 □無	■法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考	（根拠法令）統計法第13条、第16条		
継続用紙使用	■ 無 □有		